

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う
有料放送の受信者保護に関する省令等の整備について

(1) 説明義務等に係る規定の整備

有料放送事業者及び媒介等業務受託者（代理店）に課せられている説明義務について、以下の規定等を整備する。

・ 適合性の原則

【放送法施行規則第 175 条】

(2) 契約書面の交付義務に係る規定の整備

電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号。以下「改正法」という。）では、有料放送事業者に対し、契約が成立した際の遅滞ない契約書面の交付を義務付けしたところ、これを受けて、以下の規定等を整備する。

・ 書面の記載事項

【放送法施行規則第 175 条の 2】

・ 書面交付義務の適用除外となる場合

【放送法施行規則第 175 条の 2】

・ 情報通信技術を利用する交付の方法

【放送法施行規則第 175 条の 2】

(3) 初期契約解除制度に係る規定の整備

改正法では、受信者が契約締結書面受領後等から 8 日間は、相手方（有料放送事業者）の合意なく契約解除できるように規定したところ、これを受けて、以下の規定等を整備する。

・ 初期契約解除制度の対象となる有料放送役務の指定

【放送法第 150 条の 3 第 1 項各号の有料放送の役務を指定する件の告示（新設）】

・ 初期契約解除制度の適用除外となる場合

【放送法施行規則第 175 条の 3】

・ 初期契約解除についての不実告知後の書面交付の記載事項等

【放送法施行規則第 175 条の 3】

・ 初期契約解除時に受信者が支払うべき額

【放送法施行規則第 175 条の 3】

(4) 勧誘継続行為の禁止に係る規定の整備

改正法では、有料放送事業者及び媒介等業務受託者（代理店）に対し、勧誘を受けた者が契約を締結しない旨の意思等を表示した場合、勧誘を継続する行為を禁止したところ、これを受けて、以下の規定を整備する。

・ 勧誘継続行為の禁止の適用除外となる行為

【放送法施行規則第 175 条の 4】

(5) 媒介等業務受託者（代理店）の監督制度に係る規定の整備

改正法では、有料放送事業者に対し、媒介等業務受託者（代理店）への指導等の措置を行うことを義務付けたところ、これを受けて、以下の規定等を整備する。

・ 指導等の措置内容

【放送法施行規則第 175 条の 4】